

## 蒲郡市議会議長・副議長選挙の所信表明に関する内規

(平成24年5月8日 議会運営委員会理事会 決定)

(目的)

第1条 蒲郡市議会議員（以下「議員」という。）から蒲郡市議会議長（以下「議長」という。）及び蒲郡市議会副議長（以下「副議長」という。）として適任者を選挙するため、議長及び副議長の選挙の前に、所信表明を行う機会を設け、市民にわかりやすい議会運営を行うことを目的とする。

(所信表明の届出)

第2条 所信表明をする議員は、所信表明届出書（第1号様式）により、議長選挙においては事務局長に、副議長選挙においては議長に届け出なければならない。ただし、議長に事故ある場合の副議長選挙については事務局長に届け出るものとする。

2 議長選挙における前項の届出は、議長選挙の日程が宣言された後の休憩宣言があったときから5分後までに行わなければならない。

3 副議長選挙における第1項の届出は、副議長選挙の日程が宣言された後の休憩宣言があったときから5分後までに行わなければならない。

4 第1項の届出を行った議員（以下「届出者」という。）が、所信表明を辞退するときは、所信表明辞退届出書（第2号様式）により、第1項により定められた議長又は事務局長に届け出なければならない。

5 前項の届出は、次条に規定する所信表明を行う全員協議会の開会後は届け出をすることができない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときで、全員協議会において了承された場合は、この限りでない。

(所信表明)

第3条 届出者は、所信表明を行うことができる。

2 所信表明を行う場は、全員協議会とする。

3 所信表明は口頭で行うものとし、届出者1人につき10分を超えてはならない。

4 所信表明に対し、他の議員は発言することはできない。

5 届出者が複数ある場合、所信表明を行う順位を決めるため抽選を実施する。

(届出者以外の議員への投票)

第4条 届出者以外の議員への投票も有効とする。

(委任)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会理事会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年5月8日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

蒲郡市議会議長  
（蒲郡市議会事務局長）

殿

蒲郡市議会議員

## 所信表明届出書

この度、（議長・副議長）選挙の前に所信表明したいので届け出ます。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

蒲郡市議会議長  
（蒲郡市議会事務局長）

殿

蒲郡市議会議員

## 所信表明辞退届出書

年 月 日に届け出た、（議長・副議長）選挙の前に行う所信表明を辞退したいので  
届け出ます。